○農林水産省告示第千五百四十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同法第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十九年十月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
五　複合肥料			
(1)　（略）	（略）	（略）	（略）
(2)　登録の有効期間が三年であるもの			
混合汚泥複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（けい酸質肥料に限る。）、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に次のいずれかを混合し、造粒又は成形したものをいう。	（略）	（略）	（略）
一　汚泥発酵肥料（次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。次号において同じ。）			
ア　し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの			
イ　動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表に掲げる凝集促進材を除く。）若しくは悪臭を防			

改正前

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
五　複合肥料			
(1)　（略）	（略）	（略）	（略）
(2)　登録の有効期間が三年であるもの			
混合汚泥複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（けい酸質肥料に限る。）、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に次のいずれかを混合し、造粒又は成形したものをいう。	（略）	（略）	（略）
一　汚泥発酵肥料（次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。次号において同じ。）			
ア　し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの			
イ　動物の排せつ物に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合し、脱水若しくは乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したもの			